

# 警報等による臨時休業措置規定

警報発表等により、臨時に授業の開始を遅らせたり臨時休業にしたりする場合は、次のとおりとする。

## 1 生徒全員を自宅待機とする場合

- 午前6時から始業時(午前8時40分)までの時間帯に、京都府「北部」又は「福知山市」に次の気象警報等が発表中

|       | 河川氾濫   | 大雨     | 土砂災害     |    | 暴風     | 大雪     | 暴風雪     |
|-------|--------|--------|----------|----|--------|--------|---------|
| 警戒レベル | レベル5   | レベル5   | レベル5     | 特別 | 暴風特別警報 | 大雪特別警報 | 暴風雪特別警報 |
| 5相当   | 氾濫特別警報 | 大雨特別警報 | 土砂災害特別警報 | 警報 | 暴風警報   |        | 暴風雪警報   |
| 警戒レベル | レベル4   | レベル4   | レベル4     |    |        |        |         |
| 4相当   | 氾濫危険警報 | 大雨危険警報 | 土砂災害危険警報 |    |        |        |         |
| 警戒レベル | レベル3   | レベル3   | レベル3     |    |        |        |         |
| 3相当   | 氾濫警報   | 大雨警報   | 土砂災害警報   |    |        |        |         |

- 午前6時から始業時(午前8時40分)までの時間帯に、京都丹後鉄道宮福線が運休中

### その後の対応

- 午前10時までに気象警報が解除されるとともに、京都丹後鉄道宮福線の運行が再開された場合、生徒は安全に注意してすみやかに登校し、13時15分の始業に備えるものとする。
- 午前10時以降も気象警報発表又は鉄道の運休が継続している場合は、臨時休業とする。

## 2 該当生徒のみ自宅待機とする場合

- 午前6時から始業時(午前8時40分)までの時間帯に、上記の気象警報が、居住している地域に発表中
- 午前6時から始業時(午前8時40分)までの時間帯に、登下校に利用している京都丹後鉄道宮豊線・宮舞線、JR舞鶴線・山陰線等、京都交通バスが運休中(他の交通手段での登下校が難しい場合)

### その後の対応

- 午前10時までに気象警報が解除された場合、該当生徒は安全に注意してすみやかに登校するものとする。
- 午前10時の時点で午前10時台の鉄道の運行が決定された場合、該当生徒は安全に注意してすみやかに登校するものとする。  
(ただし、京都交通バス利用者は、午前11時台のバスが運行される場合、安全に注意して登校するものとする。)
- 午前10時時点で気象警報が継続して発表されている場合又は午前10時時点で鉄道、バスの運行再開が見込めない場合、登校しないものとする。

## 3 その他

- 上記1、2には該当しないが、通学路の通行不能等によって登校できないときは、学校に連絡すること。

平成31年4月1日 施行  
令和6年7月10日 一部改正  
令和8年5月28日 一部改正